



Title	”市民”の観念 : 救いの解決か幻想か? : 『多元分散型統御』と『新しい封建制』の間で
Author(s)	樋口, 陽一
Citation	新世代法政策学研究, 7, 25-36
Issue Date	2010-07
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43868">https://hdl.handle.net/2115/43868</a>
Type	other
File Information	HJNGLP007_002.pdf



## “市民”の観念：救いの解決か幻想か？ —『多元分散型統御』と『新しい封建制』の間で—

樋 口 陽 一

モノログよりはディアログの方がいかほどかでも実りが大きいはずですから、なるべく短い時間で最初の私の話は切り上げて、せっかく大勢、若い方を含めて見えておりますので、いろいろ遠慮のないところのご批評やご質問をいただければ幸いです。

私がかねて物を書く場合と話す場合とではお作法が違ってしかるべきだと考えています。書く場合には残るのですから、慎重に脇を固めて留保を付けながら書くようにしたい。いつもそうになっているかは別ですが、そうしたい。話すときはなるべく単刀直入に、こうも言えるし、ああも言えるんだけどもというようなところは一切カットして、できる限り議論誘発的に、多少は過激な言い回しで言いたいことを伝える。今日もしゃべり手としては、そのつもりでお話をいたしたいと考えてきました。

今日はどういうことを問題にしたいかということは、かなり前に幹事事務局の方に短い文章を書き、予告として差し上げておりますので繰り返しません（註）。早速、中身に入りたいと思います。憲法学が当然のように前提にしてきた2つのコンセプトが、国民主権と人権です。日本国憲法についていえば国民主権、人権、加えて平和主義が、どういうふうに扱われているのか、現在の教育現場のことは知りませんが、少なくとも建前としては、それらを根本から疑うのではないプレゼンテーションがなされてきたでしょう。

ところが憲法学の外の世界では、国民主権の前提になっている近代国民国家、それから人権の前提になっている近代的個人というものが、ここ30年ほど全方位から攻撃されてきた。それに対して憲法学を研究している人

間が、日本の憲法実践の問題としてはまだまだ人権、あるいは国民主権の実質がないという議論をやめるわけにいかないとしても、理論ないし思想の上で、人権や国民主権をそのまま肯定形で受け入れてよいのかという次元の議論は、確かにあまりなされてこなかった。今日見えている棟居さんがそのことを批判的にとりあげてお出しになった論点を、先月出した私の本でも、議論の素材として使わせてもらいましたけれども、そういう中で、予告で書きましたような観点から、今日のお話をしようということです。

簡単に言いますと、近代デモクラシーが前提としてきた人権＝個人と主権＝国家そのものが危機状態にある。一方では日本語で官僚制という意味にとどまらない、ビュロクラシーの問題です。古典的にはマックス・ウェーバーがすでに20世紀の初頭に提起したビュロクラシーの問題、お役人根性とか、そういう話を越えたビュロクラシー一般の問題です。他方では、それと対極的ですけどもしばしば裏表になっている、選挙を通すプロセスでのポピュリズムの問題です。この二つに挟み撃ちにされて、近代デモクラシーのモデル像が大いに問題化されてきている。

実は、私たちの世代が憲法の勉強をし始めたころ、すでに1930年代のとりわけヨーロッパについて、こういう議論はすでに復習済みですけど、今日、よりそれが高まった形で問題とされている。そういう中であってしばしば「市民」という概念が、救いの神、デウス・エクス・マキーナとして援用されることが多い。その「市民」の観念についていささか考えてみよう、という次第です。

法学部の研究者を主体とする集まりですので、実定法にいったん目を向けることから始めましょう。ここで私は2つの実定法、日本では1998年制定のご存知の特定非営利活動促進法、他方では、1789年の人及び市民の諸権利の宣言をとりあげたい。ご承知のように1789年宣言は、今日では単なる宣言ではなくて、現行1958年憲法の一部として憲法院による裁判統制の基準になっておりますから、紛れもない実定法です。

この2つのコントラストを見ることから始めましょう。1998年法の第2条第2項の2号がここでの問題です。この法律は第1条で市民という言葉を実定法として、私は網羅的に調べていないので分かりませんが、おそらく初めて使っているのではないかと。

この法律は、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等に

より、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し…」という言い方をしています。私が問題にしたいのは、そういう「市民」として、この法律がどういうものを想定しているかということで、第2条第2項の2号が問題になります。

この法律において特定非営利活動法人とは何を指すかという話として、第2号に、その行う活動が次のいずれにも該当する法人であること、という定義の仕方をして、イ・ロ・ハの3項目を掲げています。今日のお話ではロとハだけを問題にします。まずロでは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと」とあります。ハになりますと、特定の公職の候補者、括弧して当該候補者になろうとする者を含むと念を押していますけれども、それらに加えて、「公職にある者又政党」を「推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと」という書き方です。ロの方は主たる目的としてはいけないということですが、ハになるとおよそ目的としてはいけない。

この法律が「市民」という場合に、こういうふうに周到に政治とのかかわりが排除されています。「市民」は政治にかかわってはいけないという、雑駁に言ってしまうと、これが日本の実定法であります。ここでついでに、こういう言葉の使い方は、確かに、日本社会一般が市民という言葉を使うときに想定してきた用語法を反映している、ということをおし上げておきたい。

これはいろいろな意味です。ドイツ的な市民社会と国家の二元論が背景にあります。日本の知的社会で非常に大きな影響力を持ってきたマルクス、さかのぼってヘーゲルということになりますが、特にマルクス主義の影響が強かった日本の社会科学で、市民社会と国家の二元論思考が広く受けつがれてきました。市民社会、これは *bürgerliche Gesellschaft* であって、金もうけにかかわり、政治にはかかわらない。政治の方は倫理的な存在としての *Staat*＝国家がとり仕切る。ここでは、市民社会の市民というのはブルジョアジーです。

そうかと思うと、まったく別の通俗的な用語法もあります。愛媛玉串事件で13対2の、2名の反対意見を書いた当時の最高裁長官、三好裁判官という方ですけども、あるところで、市民というのは左翼だと言っておら

れる。ですからいろいろな使われ方があるのですけれども、少なくとも私たちの世代の認識においては、市民という言葉は左翼ではなかったでしょう。

市民という言葉が持つ響きは非政治、脱政治だったのじゃないか。選挙の場面でも、れっきとした政党に属している候補者が、私は市民党だというふうなことをしばしば言うのは、あしき意味での政治づれしていない、永田町の醜い政治の現実とは離れて、清く正しいのだということを言いたいからでしょう。政治に対する距離、距離があるからこそ私は汚れていないのだということでしょうから、やっぱりこれも、市民＝非政治という感覚を反映しているんだろうと思います。

しかし、日本社会での使われ方がいつもそうであったとは限りません。中江兆民、自称、他称、東洋のルソーと呼ばれた兆民は、実に見事に、ルソーのシトワイヤン (citoyen) という言葉が持っていた原義を日本語に置き換えています。

私は、そちらの方の専門家である宮村治雄さんの書いたものからの孫引きで皆さんに申し上げるのですけれども、兆民はルソー『民約論』を紹介するときいろいろな文脈で citoyen という言葉を使い分けて、日本語に置き換えているのです。

まず士民、「士」の「民」、侍の精神を持った民です。bürgerliche Gesellschaft と Staat の二元論という市民すなわちブルジョアの方じゃなくて、なにがしかの価値を目指している士なのです。それから「国の人」、国家の構成員、そして「自治の都府民」。要するに自治の単位というふうに、非常に説得的な日本語が出ています。形容詞的に使う場面では、「愛国の」という説明の仕方もしています。

ルソーについては、復習するまでもありませんけれども、『社会契約論』の中で、自分がここで citoyen、あえてここでは取りあえず市民としておきますけれども、市民というのは、都会の住民のことではないと、わざわざ念を押しています。彼の用語法は、一体不可分としての主権者をとらえたときに people、people であり、そういう主権者を構成する個々の人々に即してとらえたときに、彼らは citoyen だと、こういう使い方です。ついでにその citoyen が自らの意思でつくりあげた法律のルールに服する場面でのことは sujet という言葉で呼んでいますね。subject です。従う者、多く

の翻訳では臣民と訳していますが、君主制に限ってのことではなくて、要するに設定された一国の権威に服する者という意味です。

とにかく、ルソーの場合にはそういう3つの用語がセットになった citoyen なのです。そういう意味を兆民の訳語は実によく、見事にとらえていると私はあらためて感心するのです。こういう言葉の使い方に関連しては、司会席におられる吉田さんが「市民社会」ということを問題になすつて、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ と3つの側面を取り出しておられることに、触れておきたい。

市民社会  $\alpha$  は、それこそドイツ流のヘーゲル、マルクス流の二元論でいう Bürgerliche Gesellschaft、ブルジョア社会、市場経済社会、要するに homo oeconomicus としての市民の社会。それから市民社会  $\beta$  はルソー的な意味での政治共同体としての市民社会ということになる。そして、もう1つ市民社会  $\gamma$  を取り出した点が、私が吉田さんに教えていただいていたのですが、それは、非国家的、非経済的、つまり、非  $\beta$  的、非  $\alpha$  的な、しかし結合関係です。そこで今、ルソーに付いて説明したのはまさに吉田さんのフォーミュラで言えば  $\beta$  でしょう。

ルソーから、それを反映しつつ転換もしている1789年宣言に話を移しましょう。この1789年宣言というフランス共和国の現行実定法で、citoyen という言葉は、多くの条文に出てくる1つのキーワードになっています。何よりもタイトルがご承知のように正確には「Déclaration des droits de l'homme et du citoyen」ですから、homme、人の諸権利、および citoyen の諸権利の宣言です。言うまでもなく、homme という言葉については femme はどうしたんだという、ご承知のように議論がありますが、ここではその中身には入らないとして、homme と citoyen の2つが、コントラストにおかれている。

決して、何となく無意味に人権と citoyen の権利というのを漫然と並べたわけではなくて、第1条以下の条文は、それを使い分けているのです。citoyen の権利というのはルソー的な意味において、吉田フォーミュラで言えば、 $\beta$  の意味での市民社会の構成員である市民の権利です。ルソー自身の有名な『社会契約論/ジュネーヴ草稿』の中で出てくる、文字通りの言葉は『社会契約論』の中では再現されてないのですけれども、よく引かれる文章があります。「我々は citoyen となって初めて homme であることがで

きる」ということです。つまり *homme* というのは公権力、国家権力から自由な空間を維持する、その場面での一人一人の人間、その場面での個人です。それに対して *citoyen* というのは、その国家を能動的につくりあげる構成員です。

全体として見れば *people*、人民なのだけれども、それを構成している一人一人の諸個人をとらえると、これが *citoyen* だ。 *citoyen* となって国家をつくりあげる。あるいは掌握する。もちろん現実にそんなにうまく事が運ぶはずはないので、法規範論、建前の議論ですけれども、国家を掌握する市民が、そのことがあって初めて、その国家からさえも自由でありたいという *homme* になりうるという、いわば循環が成立する、という意味です。

ここで申し上げたいのは、 *citoyen* という言葉はまさに政治的、パブリックな、あるいはポリティカルな存在そのものを指していた、ということです。1998年日本法の用語法とは正反対だったので、政治にかかわっちゃいけないよというものではなかったはずだ、ということです。そもそも、少し横道にそれますが、1789年宣言はご覧になって、我々が普通、国家という言葉で想定する *état* という言葉は1カ所も出てきません。

有名な16条、権利保障と権力分立を持たない社会は憲法を持たないという条文を、普通我々は、国家の話というふうに読み流してしまうのですが、言葉自身はあくまでも *société* なのです。第2条は、およそ *association politique* の目的は自然権の保全である、という書き方です。この *politique* というのは、ヨーロッパ語を自分たちで使っている彼らのセンスからするとギリシャ語の *polis* でしょう。 *polis* の結合すなわち国家ということでしょう。ホッブスをあらためてここで思い出しておくのもむだじゃないと思います。

ホッブスは、諸個人の同意によって *common wealth* をつくる、自然状態、*state of nature* を脱して、 *political or civil society* をつくる、これが *common wealth* だ、という説き方をします。 *common wealth* とは文字通り *res publica* です。公共のもの、公共社会でしょう。

*political or civil* という、*or* という言葉で2つの形容詞を結んでいるのは、まさに *political* の語源の *polis* があり、 *civil* の語源に *civitas* があり、これはギリシャ語とラテン語の違いだけれども、実態としてはほぼ同じものを指している。専門家に言わせれば、ギリシャの *polis* と古代ローマの *civitas* は

イコールじゃないという議論は出てくるでしょうけれども、大まかにここでの議論に必要な限りで言えばまさに *or* で結ぶことのできるような、公共なもの *res publica*、 *chose publique*、 *public matter* なのです。

これは、 *citoyen* という言葉だけじゃなくて、 *civil* という言葉にもかかわってくる議論です。この点は私の恩師のひとりである民法の広中先生が指摘されているのをだいたい前に、なるほどと思って非常に強く印象に残ったのですけれども、かつての日本民法の審議のときのエピソードとして、平仮名文字になる前のカタカナ文字のときには民法の第1条にあった、私権の享有は出生に始まるという「私権」が問題なのです。実はこの条文ができるときに、権利というふうを書くべきだという議論があって、しかし、その議論をふまえた上で、いや、やっぱり権利じゃまずくて私権にすべきだということになって落ち着いたというエピソードです。外国の法律には、およそ権利、要するに天賦の権利というものを国法、実定法によって保障するという趣旨の規定もあるけれども、我々のところではそうではない、という議論の末だったということが、重要だったのです。

私法上の権利なのだとすることを強調して私権という言葉に落ち着いた。いずれにしても、民法は私権、パブリックが切れた民事の法なんだというふうなとらえ方が日本社会一般に定着するけれども、言葉の由来そのものからすれば、 *civil* とは、民事に限らず、 *political* と *or* で並列されるような公共の事柄をおよそ指していたはずだった。

*civil* とは、 *polis*、 *civitas* にかかわることを指していたはずだということを出すのは、むだではなからうと思います。さて、そういう実定法としての1789年宣言の用語法を知っているフランスでも、このところ別の文脈で *citoyen*、あるいは抽象名詞にして *citoyenneté* という言葉がいわばもてはやされ、私から言わせれば自在に流用されている。

さっきの吉田さんのように、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  と仕分けした上で、それを全体としてとらえるというのではなくて、むしろ  $\beta$  の要素を消す方向での言葉使いです。  $\beta$  の公共社会の構成員としての、1789年宣言的な市民が一方ではビュロクラシーのみ込まれ、他方ではポピュリズムに踊って、うまく期待を満たしてくれない。本来での意味での  $\beta$  的市民がどうもうまくいかないから、  $\gamma$  の市民に話を持って行って、これで何とかしようという、あえて意地悪な紹介の仕方をするという議論になっている。たまたまご

く最近、これは面白い本だと言って、法律学者ではないフランスの友人がフランスから帰ってきたときに持って来てくれて、たまたま読む機会を得たのですけれども、Presses Universitaires de France から2009年に出た、Eric Desmons という人の『La citoyenneté contre le marché ?』（市場に対抗する市民？）という本があります。この著者はルソーの原義、あるいは1789年宣言の citoyen の意味を分かった上で、いろいろなことを紹介している中で、「国家に対抗する市民」、それから「国家抜き市民」という議論を紹介しています。考えてみるとルソー的意味における、あるいはβの意味における市民というのは、場合によっては国家に対抗するという含んでいるはずで、例えば、civil disobedience、市民不服従というときの市民は、現象的には国家に対立しているけれども、国家の構成員としてのエトスを損得抜きで主張する場面ですから、これはまさにルソー的な、あるいはβ的な市民だったはずじゃないか。

丸山眞男先生が諫争の論理、封建君臣関係で君主がよからぬことをするときに、切腹覚悟でいさめる。これこそ本来の忠誠なのだという議論をずいぶん昔に書いておられます。国民主権を前提とする国家でも、そうなのじゃないか。国家に対抗する市民というのは、ルソーの市民像からはみ出しているわけじゃなくて、場合によっては職をかけ、体を張るわけですから、まさにそれを究極的に貫くことではないか。

それに対して国家ぬきの市民というのは、こっちこそがルソー的市民に対する対抗原理でしょう。私はこの本の中で、国家ぬき市民の方を読んでいて、ローマ法の専門家がいたらここで教えていただきたいのですけれども、私の生半可な知識で古代ローマの civitas sine suffragio、投票権なしの市民というコンセプトがあることを思い出しました。

私の理解に間違いがなければローマがどんどん属領を広げ、帝国ですからいろいろな要素を取り込んで、人間も取り込んでいく。その中で新しく属領にした領域の人々に、自分たちの領域自治を認める。そして軍役を課す。軍役というのは免れたい義務であるかもしれないけれども、同時に特権でもあるわけでしょう。特にこの場合には戦利品を自分が取っているということを意味するわけですから、その限りでは特権です。自分たちの領域の自治を与え軍役、それに伴う戦利品確保の権利を与える、しかし投票権は与えないということですけど、これは必ずしも当の人々にとって不利

益、不名誉なこととしては受け取られていなかったらしい。

これは、現在の21世紀のヨーロッパで極めて共通に問題になっている、移民の人々の処遇について、かなりなぞらえて考えることのできる要素があるんじゃないだろうか。現在は領域自治というよりは、マルチカルチャリズムのもとでの一定の自治が対応しています。フランス人がそれはよくないという文脈で使う言葉で言うとコミュニタリズムです。これを単に共同体主義で訳するとアメリカの議論、日本の議論と複雑に交差して、議論が不毛になるのですけれども、フランス人がこれだけはいかんというときのコミュニタリズムのコミュニテとは、大きく言えばユダヤ人のコミュニテ、あるいはアラブのコミュニテですが、今日ではもっと、例えばホモセクシュアルの人たちのコミュニテといったものを含めて、いろいろなコミュニテが重層的にあります。

一番問題になっているのは今日ではイスラム系のコミュニテですが、これに一定の自治を与える。フランスはそのやり方を否定してきたのに対し、これはイギリススタイルなのです。ロンドンスタンという言葉は私に初めて聞いたのは、もう十数年前になりますけれども、〇〇スタンというのはアフガニスタンとか、要するに国という意味です。いわば国の中に国をつくって、そこに任せる。あえて言えば、その親分に十手を任せるから、中をよく取り仕切れと。それでイギリスはうまくいったといわれていたのが、パキスタン系のイギリス人たちによる数年前のロンドン地下鉄爆破事件で、この方式でもだめなんだということになってきました。その前に、フランス方式で郊外の焼き打ちが起こって、イギリス方式の方がいいんだという見方がアングロ・サクソン・メディア、それを受け取る日本のメディアでも一時、広がっておりましたけれども、やっぱりロンドンスタン方式もうまくいかない。もちろん、フランス方式がうまくいっているというわけではない。

軍役と戦利品の話の対応は、今日で言えば、義務として納税して、経済活動の利益は十二分に享受するけれども、市民βとなってフランスならフランス、ドイツならドイツの公共社会に完全にインテグレートされるのは嫌だというあり方に対応しているんじゃないのか。

そこで日本のことを考えながら締めくくりをしたいと思うのですけれども、外来の人たちがひとつの社会に統合される仕方として、皆さんご承

知のメルティング・ポットかサラダボウルかという論点があります。ついでにですけれども、私はオバマ大統領の出現というのはサラダボウルの成果ではなくて、メルティング・ポットの成果だと理解しています。それがいいことなのかどうかは別として。

日本ではどうなんだろう。まず日本社会のムードとして、そういう異分子を統合したくない。メルティング・ポットにしたくない。そうかといってサラダボウルはもっと嫌だというのが、本当の一人一人の意識の集約はどうかは別として、残念ながらメディアが伝える像なのでしょう。それに対しては、学問の立場からはお手上げと言うほかはない。論理の世界じゃなくて、我々市民がそれこそ市民としてできることをやるかどうかということでしょう。それに対して議論の次元でちゃんと詰めていかなければならないのは、外から来る人々が自分たちは統合されるのは嫌だということに、どう答えるのか。

主として移民、外から来る人、連れて来られた人たちの問題ですけれども、それに限らないのです。長年日本人と言われてきた親や祖父母のもとに生まれた普通の、俗に日本人と言われる日本国籍保持者でも、この日本社会にうんざりしている、統合されるのが嫌だということがあり得るでしょう。その問題にどう答えるのか。

理屈からして、2つの対応があるでしょう。1つは、citoyen のルソー的、1789年宣言的原義を基本におく。つまり市民社会βの中で答えを探す。もう1つは、原義から意識的に離れる、国家ぬきの citoyen という方向性です。これは市民社会βを避けてγだけで勝負しようということでしょう。

我々をとりまく日常的な場面に戻して言いますと、一方は、日の丸、君が代を拒否するが、公共そのものを拒否するわけではない、従って公共のシンボルを持つこと自体を拒否するのではない、むしろ、その公共を洗練せよという立場です。公共を洗練せよということは、日本の場合、まず初めは歴史に謙虚であれ、日本の近代史をきちんと総括せよということから始まることになるでしょう。これが、βの方向の中での選択でしょう。

この方向は、統合されるのが嫌だという人にとっては、公共の洗練度が高まれば高まるほど、嫌なことが強いられるということにもなります。廣渡清吾さんが最近書かれたものの中で、この点を指摘しています（『比較法社会論研究』日本評論社、2009年、181頁）。非常に要を得た整理でした

のでご紹介しておきますが、要するに私が問題にしているような方向性は新たな市民概念に何らかの実質的な基礎付け、例えば民主主義と人権への共同の確信を求めようとすることになる。それに対しては、西欧的価値へのインテグレーションだ、それは排除の論理だ、そうでないものを排除する論理だという非難が向けられるだろう、と状況を描き出します。しかし廣渡さんはその上で、だからだといってある人的集団にまとまりをもたらす何らの手掛かりも存在してはいけないということになってしまっているのか、というふうに、この難問を描写なさっています。市民社会γも、この間を回避することはできないでしょう。

このことは、どういう言葉遣いで議論をしてきたかどうかは別として、絶えず問題にされてきた事柄です。1789年宣言のタイトルに言う homme の権利と citoyen の権利の関係には、たしかに表と裏がある。表では我々は citoyen となって初めて homme であり得ることができる、というつながりがある。しかし、その裏には、citoyen であることが homme であることを押しつぶしてしまう、また逆に、homme としての性格が citoyen の公共性のみ尽してしまう、という可能性がある。

ルソーこそが20世紀のあらゆる独裁の元凶だというルソー批判は、その屈曲面を、確かに指摘しています。そういう危険を伴いつつ citoyen の原義を基礎におき、市民社会βを洗練することに力点をおく。もう1つは、それとは逆に市民社会βというのはそもそも危険なものなのだから、それをパスしてγだけで何とかやりくりしようという立場です。これは公共そのものを究極的には拒否しようとする。突き詰めれば、靖国だけでなく千鳥ヶ淵も粉砕の対象だという答えになるだろう。この方向だと第1の、citoyen が homme をつぶす危険と裏腹に、homme が citoyen をのみ込んでしまう。つまり homo economicus が citoyen をのみ込んでしまう。今風に言えばグローバル化の市場支配の先兵になってしまう。

第1の方向はルソーの危うさということですし、第2の方向は西歐人自身が近年 individualism の過剰を言う点です。citoyen をのみ込んでしまう homme の、日本語で言えばミーイズムという言葉で昔から言われていたことです。どちらにしても、そういう危険を伴わない選択はないのです。第1の方向については19世紀、20世紀と失敗しながら積み上げてきた市民社会βを巡る議論と実践があるわけですが、第2の方はまだ、そのデザイン

はちゃんとは示されていない。おそらく多元分散型統御を議論している皆さんの中から、この第2の型のデザインが出てくるんじゃないか。今日の私の話は、それに対してあらためて第1の選択肢の復習をしたということになります。

---

(別紙)

“市民”の観念：救いの解決か幻想か？

－「多元分散型統御」と「新しい封建制」の間で

La citoyenneté : sauvetage ou chimère ?

－ entre le “contrôle pluri-diversifié” et une “nouvelle féodalité”－

19世紀から20世紀後半にかけて西欧型民主主義諸国で実定化されてきた憲法体系は、主権と人権を鍵概念として組み立てられてきました。1980年代以降、一方では近代国民国家を諸悪の根源として扱う議論が有力になってきています。他方で、個人を主体として想定する「人」権の観念を標的として、エスニックな単位、宗教、言語、文化的伝統、「ジェンダー」などそれぞれの集合体への帰属にもとづく権利が主張されることが多くなってきています。そういう中で、「公共」のあるべき担い手として「市民」が語られることが多いようです。

守勢の側にある憲法学の方から、上記のような趨勢への批判的コメントを試みる予定です。